



行政書士の出番ですよ!!

～不断の改善／信頼の構築～

兵庫県行政書士会

会長 大口

晋

会務運営における自律性の向上

～注意勧告・義務研修・職務上請求書・事務所登録・会費納入～



社会の要請や本会の課題に鑑み、会務運営において、国民目線に立ち、あらためて品位保持に関して、次の事項について会員の皆さんにお伝えし、自律性の向上を図りたいと存じます。

【注意勧告】

昨年施行の行政書士法の一部改正に注意勧告規定の新設があり、本会会則の変更を実施し、それに基づく「聞き取り調査等に関する規則」を制定し施行しています。

行政書士法(抄)

(注意勧告)

第17条の2 行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の处分に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

総務省自治行政局行政課長通知において、「なお、改正法の提案者は、改正法の趣旨について、『行政書士は依頼を受けて、官公署に提出する書類を作成すること等を業務として行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、国民の利便の向上に資してまいりました。今日、行政書士の業務が多様化する中において、一層国民のニーズを的確に把握し、国民の権利利益の実現に資することが求められています。このため、行政書士の業務の安定性を確保するとともに、国民に対する、より質の高いサービスの提供を実現する見地から、本起草案を得た』ものと説明しています」とあり、本条新設の改正趣旨は、下線部分と理解できます(下線筆者)。^{*1}

上記下線の一部の「国民に対する～見地から」で、ずいぶん昔になりますが、思い出されることがあります

ます。支部で研修の担当として、先輩の会員にICTの講師依頼を行ったことがありました。そのときの研修趣旨としては、「会員の業務の拡大につながる研修」をお願いしましたが、先輩からは、「建設業法の目的は、建設業者の業務の拡大を目的としたものではなく、発注者を保護する法律である」とのこと。それでは、「行政書士法で規定されている行政書士会の支部が、行政書士を利用する目的の事業（研修）を行う」ことは、「法律の専門家としていかがか」と問われ「行政書士法は、まず、国民のための法律である」との助言をしっかりといただきました。

未熟な私にとっては、“目からうろこ”であり、支部、兵庫会および日本行政書士会連合会（日行連）の行政書士制度における果たすべき役割は、「会員のためではなく、国民のための＝会員の品位保持、業務改善進歩である」と強く認識するきっかけとなりました。

また、制度の沿革や政府提案の閣法ではなく議員立法であることからも「もともと行政書士制度は、官による政策ではなく国民のニーズによってできた制度であり、国民のニーズに応えることができなければ存続できない制度であると考えることができます」^{※2}とも示されています。

【倫理義務研修】

昨年、他の単位会ではありますが、職務上請求書の不正使用による行政書士の逮捕者を出す事態となりました。許されないこの事態を猛省し、行政書士制度の信頼を取り戻す取り組みとして、日行連は、会員の倫理研修の受講義務化を決定しました。逐次、実施されていくことになります。

本会では、既に、新入会員義務研修と倫理会則義務研修の受講を義務化しています。

研修部を創設し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からさまざまな工夫をしていただきながら兵庫県内の受講格差の是正に取り組んでいただいている。

さらに、研修部は、倫理会則義務研修に、日行連の中央研修所研修サイトのプラットフォーム（ビデオ・オン・デマンドシステム）の正式運用に伴い、この利用と会場の出席との併用で、広い兵庫県内の受講格差の是正に役立てようと取り組んでいただきました（8月現在3単位会が利用）。会員の皆さまへの利便にも役立ちますが、より多くの会員の方の受講は、適正な業務遂行による多くの国民の方々の権利利益につながることがねらいです。^{※3}

【職務上請求書】

また、詳しくは、総務部等関係部署から説明がありますが、職務上請求書の取り扱いについて変更があります。日行連の義務研修の未受講、その他の事案、処分の内容などにより、職務上請求書の払い出しの凍結や使用の禁止について規定されます。現在も不適切な記載について、総務部担当の役員、部員および職員により細心の注意を払って対応いただいているが、国民への人権侵害が無いよう、より適正な使用に向けた変更がなされますので、会員の皆さまもご理解の上より適切な記載を行ってください。

【事務所所在地の登録】

会務運営上、残念なことですが、法律等に抵触するおそれがあることに遭遇するような場合があるかもしれません。例えば事務所の所在地が登録されている内容と違う状況が発覚したことなどがあります。最近は、ホームページや交流サイト（SNS）などのWEBサイトを活用されることがあり、一般会員の事務所所在地が2つ以上現れるようなケースがあったり所在不明となり連絡が取れなかったりする場合です。

連絡先が不明確であることや連絡が取れないことは、依頼者の信頼を損ね、その会員への指導にも支障をきたし、品位保持ができないことは明らかです。このような場合を含めて、会員の所属団体による適切な指導等への期待は、国民の信頼に大きく作用します。

そして、行政書士は、強制入会制度であり、他士業からも見てとれるように、強制入会は、国民からの信頼という点において、業務独占が規定されるための重要な要素です。よって、行政書士名簿への登録の真正性は、行政書士制度の信頼の根幹であり、この名簿の重要性を認識していただかなければなりません。

ちなみに、本会は、会員を指導したり国民を非行政書士から保護したりするための名簿を整備しなければなりません。しかし、会員の事務所を宣伝するために存在するものではないということを理解しなければなりません。

【会費等の納入】

また、本会は、平成29年から会費の納入方法の指定並びに支部運営費の取扱いに関する要綱を定めており、口座振替の方法のみの納入を行っていただいている。しかし、5年を経過して、僅かな人数になってきていますが、未納や滞納になる場合があります。

品位保持がなされていない状況となります。残念なことですが、財務部と法規部の連携で、滞納者が出るなどしたときは、訴訟により解決させていただく場合もあります。また、情報の公表などの検討も進めてまいります。

行政書士制度は、会員の皆さまの会費で、維持運営されています。その目的は、国民のための会員の品位保持と業務改善進歩に資する事業に支出します。

よって、会費の未納や滞納があった場合は、その会員の方は、たちまちではないまでも、国民に対して損失を与えていたのではないかと考えています。

大多数の会員の皆さまは、制度の維持運営に貢献いただいており、引き続きの品位保持にご協力とご支援をお願いします。

以上のように「国民のため」を念頭に、行政書士法の目的等に沿った会務運営に取り組んでいますが、それに根差した運営を着実に行うことこそが、会員の皆さまのひいては本会の社会的な評価につながるという効果をもたらすものと思います。

また、行政書士法は、日本国憲法第22条第1項の職業選択の自由（営業の自由）の制限法の一面があります。それでありながらも、本法の議員立法による制定は、申請などに対する無知をいいことに国民から法外な費用を要求するような業者を排除するなどの行政書士制度に、公共の福祉の概念（同条にあり）となる制約根拠が政策実現に見いだせたゆえんです。よって、本法に規定された団体である本会が、本法の目的を考慮せずに運営することは、それらの自由の不当な侵害にもつながりかねないとの考えも示されているものと理解しています。^{※4}

つきましては、あらためて国民目線を重視した会員の皆さまの品位保持の自律的な取り組みにより、会務としても自律性の向上を推し進めたいと存じます。

このたびの項目以外にも品位保持等に関わる課題は多々ございますが、会員の皆さまとその解決に取り組んでまいります。より一層のご協力ををお願い申し上げます。

《参考》

※1 令和元年12月4日総行行第272号 総務省自治行政局行政課長通知「行政書士法の一部を改正する法律の公布について（通知）」

※2 条解行政書士法第一分冊（業務編）日本行政書士会連合会著 ぎょうせいP7～8引用

※3 新入会員義務研修：令和4年10月13日開催予定、倫理会則義務研修：令和4年10月27日から随時各地で開催予定

※4 条解行政書士法—第一分冊（業務編）—〔改訂版〕日本行政書士会連合会著 ぎょうせいP27～28参照